

議案第 6 9 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山陽小野田市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

6 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(山陽小野田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 山陽小野田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 3 条中「合計額」の次に「（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年山陽小野田市条例第〇号）第 2 2 条に規定する基本報酬の額）」を加える。

(山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 3 条 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田

市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第24条第1項」の次に「及び山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年山陽小野田市条例第〇号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。)第13条第1項(同条例第30条第1項の規定により準用する場合を含む。)」を、「育児休業をしている職員」の次に「(当該職員が地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の場合にあつては、当該基準日を含む任期(当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。)が6月以上の会計年度任用職員(会計年度任用職員給与等条例第13条の規定により任期の定めが6月以上とみなされる会計年度任用職員を含む。)に限る。)」を加え、同条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第10条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第12条中「山陽小野田市職員給与条例第16条」の次に「(当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第18条又は第24条)」を、「山陽小野田市職員給与条例第21条」の次に「(当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第19条又は第22条第3項)」を加える。

(山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第201号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する」を削り、「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第69号参考資料

山陽小野田市職員の分限の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 (略)</p>

山陽小野田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第29条第4項の規定に基づき、職員 の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれ に対する地域手当の月額の合計額<u>（法第22条の2第1項第1 号に掲げる職員については、山陽小野田市会計年度任用職員の 給与等に関する条例（令和元年山陽小野田市条例第 号）第 22条に規定する基本報酬の額）</u>の10分の1以下に相当する 額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第29条第4項の規定に基づき、職員 の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれ に対する地域手当の月額の合計額の10分の1以下に相当する額 を給与から減ずるものとする。</p>

山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号）第24条第1項及び山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年山陽小野田市条例第〇号。以下「<u>会計年度任用職員給与等条例</u>」という。）第13条第1項（同条例第30条第1項の規定により準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（当該職員が地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）の場合にあつては、当該基準日を含む任期（当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。）が6月以上の会計年度任用職員（<u>会計年度任用職員給与等条例第13条の規定により任期の定めが6月以上とみなされる会計年度任用職員を含む。</u>）に限る。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 山陽小野田市職員給与条例第27条第1項に規定するそれぞ</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号）第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 山陽小野田市職員給与条例第27条第1項に規定するそれぞ</p>

れの基準日に育児休業をしている職員（会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第10条 （略）

(1) （略）

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員
（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の

れの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第10条 （略）

(1) （略）

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員
（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5

<p>職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第12条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>山陽小野田市職員給与条例第16条（当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第18条又は第24条）</u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>山陽小野田市職員給与条例第21条（当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第19条又は第22条第3項）</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第12条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>山陽小野田市職員給与条例第16条</u>の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>山陽小野田市職員給与条例第21条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>
--	---

山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>